

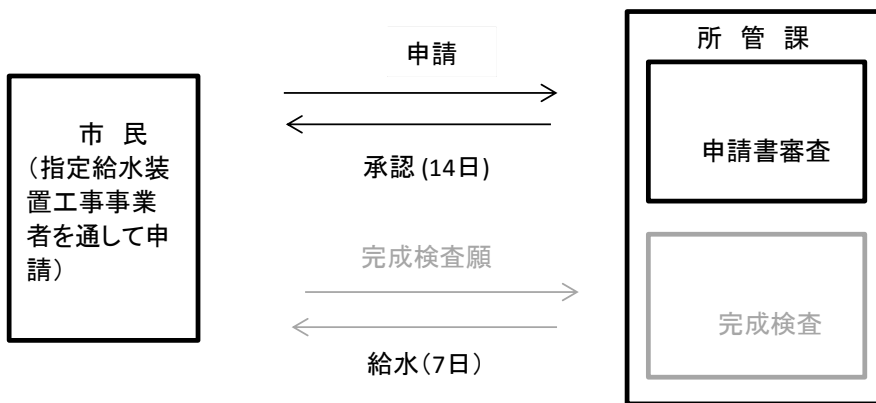
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	給水装置工事の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づいて給水装置工事を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市水道事業給水条例(平成9年条例第37号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	水道管路管理センター	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標準処理期間	計	14日
審査基準	給水装置工事施行基準に適合すること。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>1 根拠法令</p> <p>松山市水道事業給水条例 (工事の申込み)</p> <p>第4条 給水装置の新設, 改造, 修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去工事をしようとする者は, 管理者が定めるところにより, あらかじめ管理者に申し込み, その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり, 管理者が必要と認めたときは, 当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査基準</p> <p>給水装置工事施行基準による。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。